

福岡県公報

平成30年5月8日
第3989号

目次

告示 (第497号 - 第499号)

- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 1
- 包括外部監査契約の締結 (監査委員事務局総務課) 1
- 平成30年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務の委託 (子育て支援課) 2

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 2
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 2
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 3
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 4
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 5
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 5
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 6
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 7
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 7
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 7
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 7
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 7
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 7

○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 7

公安委員会

○教習指導員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) 8

告示

福岡県告示第497号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成30年5月8日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
遠賀郡岡垣町大字手野字城ヶ原1243の6 (次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
 - 解除の理由
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第498号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により次のように告示する。

平成30年5月8日

福岡県知事 小川 洋

- 契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏名 工藤 重之
 - 住所 福岡市中央区六本松四丁目2番6-1326号
- 契約の期間の始期
平成30年4月18日

3 監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合計額とする。

4 監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告書提出後に精算払とする。ただし、必要があると認めるときは契約の定めるところにより概算払をすることができる。

福岡県告示第499号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、平成30年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年5月8日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 委託先 社会福祉法人日本保育協会
- 2 所在地 東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年5月8日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 スーパードラッグコスモス八女店
 - (2) 所在地 八女市大字室岡字道手43番地 外9筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年5月8日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営嶽第二地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成30年5月8日から 平成30年6月5日まで	大牟田市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年5月8日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
筑後北部土地改良区	平成30年4月19日

公告

筑後東部第2期土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月8日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 退任理事

氏名	住所
友添 信之	柳川市三橋町吉開28番地
小野 一豊	柳川市三橋町吉開48番地
野田 嗣男	柳川市三橋町起田496番地
木下 榮三	柳川市三橋町木元238番地
石橋 勉	柳川市三橋町木元210番地
森田 茂久	柳川市三橋町磯島569番地1
由衛 國壽	柳川市三橋町磯島445番地
椛島 貞博	柳川市三橋町柳河457番地1
竹田 智	柳川市三橋町柳河413番地5
桑原 繁松	柳川市三橋町柳河420番地2
井口 眞	筑後市大字下妻551番地2
井口 金平	筑後市大字下妻384番地2
下川 重幸	筑後市大字馬間田1306番地
下川 哲也	筑後市大字馬間田1295番地1
友添 輝光	筑後市大字富安213番地2
大藪 盛詞	柳川市矢加部166番地1
吉武 常美	柳川市立石95番地

2 退任監事

氏名	住所
井口 俊文	筑後市大字下妻116番地6
大村 信洋	柳川市三橋町起田200番地
新谷 政則	柳川市矢加部554番地4

3 就任理事

氏名	住所
友添 信之	柳川市三橋町吉開28番地
小野 一豊	柳川市三橋町吉開48番地
野田 嗣男	柳川市三橋町起田496番地
木下 榮三	柳川市三橋町木元238番地

吉開 一博	柳川市三橋町木元323番地1
森田 茂久	柳川市三橋町磯島569番地1
由衛 國壽	柳川市三橋町磯島445番地
椛島 貞博	柳川市三橋町柳河457番地1
鶴田 信行	柳川市三橋町柳河63番地10
井上 照正	柳川市三橋町柳河531番地
井口 眞	筑後市大字下妻551番地2
井口 金平	筑後市大字下妻384番地2
下川 榮	筑後市大字馬間田926番地
下川 哲也	筑後市大字馬間田1295番地1
友添 輝光	筑後市大字富安213番地2
大藪 盛詞	柳川市矢加部166番地1
吉武 常美	柳川市立石95番地

4 就任監事

氏名	住所
井口 俊文	筑後市大字下妻116番地6
大村 信洋	柳川市三橋町起田200番地
新谷 政則	柳川市矢加部554番地4

公告

筑後北部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
成清 恵	筑後市大字蔵数1054番地
城戸 修	筑後市大字熊野1021番地8
大崎 清	筑後市大字蔵数1043番地

塚本利則	筑後市大字蔵数957番地1
田中恵一	筑後市大字熊野1041番地1
田中勝正	筑後市大字熊野1060番地3
城戸勝	筑後市大字熊野963番地1
松崎正	筑後市大字熊野1669番地5
久保虎太	筑後市大字久富1721番地
中島和利	筑後市大字久富1076番地2

2 退任監事

氏名	住 所
田川一幸	筑後市大字西牟田1881番地1
成清辰樹	筑後市大字熊野1020番地2

3 就任理事

氏名	住 所
成清恵	筑後市大字蔵数1054番地
城戸修	筑後市大字熊野1021番地8
田中恵一	筑後市大字熊野1041番地1
大崎清	筑後市大字蔵数1043番地
城戸勝	筑後市大字熊野963番地1
久保虎太	筑後市大字久富1721番地
中島和利	筑後市大字久富1076番地2
小山田義則	筑後市大字西牟田3696番地3

4 就任監事

氏名	住 所
田中勝正	筑後市大字熊野1060番地3
中村主	筑後市大字蔵数1085番地2

公告

黒土北部土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
桑本重徳	豊前市大字岸井333番地
前田龍吉	豊前市大字岸井344番地
高尾裕次郎	豊前市大字岸井358番地1
水野憲一	豊前市大字久路土956番地
稲葉正市	豊前市大字久路土1289番地1
祐徳勝行	豊前市大字久路土1271番地1
末延洋文	豊前市大字久路土861番地

2 退任監事

氏名	住 所
藤本泰信	豊前市大字岸井575番地4
島田和弘	豊前市大字久路土1298番地2

3 就任理事

氏名	住 所
桑本重徳	豊前市大字岸井333番地
前田龍吉	豊前市大字岸井344番地
高尾裕次郎	豊前市大字岸井358番地1
水野憲一	豊前市大字久路土956番地
稲葉正市	豊前市大字久路土1289番地1
祐徳勝行	豊前市大字久路土1271番地1
末延洋文	豊前市大字久路土861番地

4 就任監事

氏名	住 所
藤本泰信	豊前市大字岸井575番地4
島田和弘	豊前市大字久路土1298番地2

公告

山川地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
松尾裕幸	みやま市山川町甲田13番地1
柿原廣典	みやま市山川町甲田1008番地2
山下光士	みやま市山川町甲田1125番地1
松尾一美	みやま市山川町立山1257番地
坂梨誠治	みやま市山川町立山773番地
徳永龍彦	みやま市山川町清水903番地
山下雄二	みやま市山川町清水910番地
長岡繁興	みやま市山川町重富6番地
坂梨良典	みやま市山川町重富206番地2

2 退任監事

氏名	住所
築地原克己	みやま市山川町甲田512番地
松尾義勝	みやま市山川町立山120番地
後藤春義	みやま市山川町重富183番地3

3 就任理事

氏名	住所
松尾裕幸	みやま市山川町甲田13番地1
柿原廣典	みやま市山川町甲田1008番地2
山下光士	みやま市山川町甲田1125番地1
松尾一美	みやま市山川町立山1257番地
坂梨誠治	みやま市山川町立山773番地
徳永龍彦	みやま市山川町清水903番地

山下雄二	みやま市山川町清水910番地
長岡繁興	みやま市山川町重富6番地
後藤春義	みやま市山川町重富183番地3

4 就任監事

氏名	住所
築地原克己	みやま市山川町甲田512番地
松尾義勝	みやま市山川町立山120番地
坂梨良典	みやま市山川町重富206番地2

公告

大川南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する

平成30年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
龍喜三	大川市大字新田473番地1
龍忠生	大川市大字一木838番地3
井口清春	大川市大字紅粉屋189番地1
龍正義	大川市大字新田267番地3
佐野孝良	大川市大字一木1260番地1
古賀堯	大川市大字新田842番地
龍靖男	大川市大字新田1429番地
竜政則	大川市大字新田409番地1
山口光政	大川市大字新田170番地3
高田敏幸	柳川市間320番地

2 退任監事

氏名	住所
山口藤良	大川市大字新田581番地6

龍 一 彌	大川市大字新田204番地 1
高 田 隆 治	柳川市間356番地

3 就任理事

氏 名	住 所
山 口 光 政	大川市大字新田170番地 3
龍 忠 生	大川市大字一木838番地 3
龍 正 義	大川市大字新田267番地 3
坂 井 健 一	大川市大字一木1222番地 1 の 2
竜 政 則	大川市大字新田409番地 1
龍 和 久	大川市大字新田495番地
井 口 清 春	大川市大字紅粉屋189番地 1
龍 靖 男	大川市大字新田1429番地
古 賀 茂 徳	大川市大字新田840番地 2
木 原 敏 男	柳川市間481番地

4 就任監事

氏 名	住 所
龍 一 彌	大川市大字新田204番地 1
山 口 隆 文	大川市大字新田573番地 1
高 田 隆 治	柳川市間356番地

公告

宮若市吉川土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月8日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
寶 部 勝	宮若市脇田2204番地
安河内 龍 一	宮若市小伏1381番地 2

藤 島 重 喜	宮若市下932番地
野 田 金 利	宮若市乙野442番地 1
渡 邊 禎 二	宮若市脇田778番地12
牧 義 明	宮若市湯原1051番地 1
山 本 茂 春	宮若市下911番地
中 村 邦 昭	宮若市小伏511番地
荒 牧 栄一郎	宮若市乙野475番地
小 田 雅 人	宮若市湯原632番地 1
石 松 靖 孝	宮若市小伏491番地

2 退任監事

氏 名	住 所
瓜 生 和 磨	宮若市下1329番地
中 村 道 男	宮若市小伏1394番地
安河内 誠 二	宮若市脇田25番地

3 就任理事

氏 名	住 所
寶 部 勝	宮若市脇田2204番地
安河内 龍 一	宮若市小伏1381番地 2
藤 島 重 喜	宮若市下932番地
野 田 金 利	宮若市乙野442番地 1
渡 邊 禎 二	宮若市脇田778番地12
牧 義 明	宮若市湯原1051番地 1
山 本 茂 春	宮若市下911番地
中 村 邦 昭	宮若市小伏511番地
荒 牧 栄一郎	宮若市乙野475番地
小 田 雅 人	宮若市湯原632番地 1
石 松 靖 孝	宮若市小伏491番地

4 就任監事

氏名	住所
瓜生和磨	宮若市下1329番地
中村道男	宮若市小伏1394番地
安河内誠二	宮若市脇田25番地

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福津市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月8日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画用途地域の変更（平成30年4月1日福津市告示第65号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福津市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月8日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画高度地区の変更（平成30年4月1日福津市告示第66号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福津市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月8日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成30年4月1日福津市告示第67号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月8日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画公園の変更（福岡市決定）（平成30年3月29日福岡市告示第64号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により直方市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月8日

福岡県知事 小川 洋

筑豊広域都市計画汚物処理場の変更（平成30年3月29日直方市告示第63号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により直方市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月8日

福岡県知事 小川 洋

筑豊広域都市計画用途地域の変更（平成30年3月29日直方市告示第65号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により直方市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月8日

福岡県知事 小川 洋

筑豊広域都市計画準防火地域の変更（平成30年3月29日直方市告示第66号）

公安委員会

福岡県公安委員会告示第125号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成30年5月8日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第12条に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
平成30年6月11日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
平成30年6月12日（火曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで			
平成30年6月25日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技能	福岡市西区姪の浜一丁目1番67号 姪浜ドライビングスクール	普通、大型二輪、普通二輪及び普通第二種免許

平成30年6月26日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	北九州市小倉北区西港町15番地の5 西港自動車学校	大型、中型、準中型、大型特殊、牽引、大型第二種及び中型第二種免許
---------------------------------------	------------------------------	----------------------------------

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	14,550円
普通免許	11,850円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,650円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,450円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面
- ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。
郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
- ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

- ※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成30年6月1日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成30年6月1日（金曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892